

平成25年度以降の青森県麻しん 排除計画について

青森県麻しん対策会議
平成26年2月19日(水)

青森県健康福祉部保健衛生課

麻しんに関する特定感染症予防指針(概要)

指針は平成24年12月14日一部改正、平成25年4月1日適用され、社会全体で総合的な麻しん対策を実施していく方針が示された。

○目標

平成27年度までに麻しんの排除を達成し、世界保健機関による麻しんの排除の認定を受け、かつ、その後も麻しんの排除の状態を維持することを目標とする(注)。

○届出・検査・相談体制の充実

医師による麻しんの届出に当たっては、可能な限り、診断後24時間以内に臨床診断としての提出、血清IgM抗体検査等の血清抗体価の測定の実施及びウイルス遺伝子検査用の検体の提出を求め、麻しんではないと判断された場合には届出の変更や取下げを求めることとする。

また、可能な限り、国立感染症研究所等において、遺伝子配列の解析を行う。さらに、都道府県等は、麻しん対策の会議を設置した上で、地域における施策の進捗状況を評価するものとし、必要に応じて、関係団体と連携して、麻しんの診断等に関する助言を行うアドバイザー制度の設置を検討するものとする。

○第1期及び第2期の定期接種の接種率目標(95%以上)の達成・維持

麻しんの予防接種を2回接種することと、その接種率を95%以上とすることが重要であることから、引き続き、文部科学省等と連携し、第1期及び第2期の接種率目標の達成と維持を行う。

(注)平成24年に世界保健機関西太平洋地域事務局より新たな定義として「適切なサーベイランス制度の下、土着株による感染が1年以上確認されないこと」が示され、また、麻しん排除達成の認定基準として「適切なサーベイランス制度の下、土着株による感染が3年間確認されず、また遺伝子型解析により、そのことが示唆されること」が示された。現在、同機関による排除認定作業が行われている。

○第3期及び第4期の定期接種の時限措置の終了と今後の新たな対策

5年間の時限措置の実施により、10代の年齢層に2回目の接種機会が与えられ、多くの者が接種を受けた。その結果、当該年齢層の麻しん発生数の大幅な減少と大規模な集団発生の消失、抗体保有率の上昇を認めたことから、時限措置を行った当初の目的はほぼ達成することができたと考えられる。

一定以上の未接種者の存在が課題として残るが、時限措置を延長することが得られる効果が限定的と予想されることや、海外からの麻しんの輸入例が中心となりつつある現状及び特定の年齢層に限らず全ての年齢層に感受性者が薄く広く存在することが示唆されていること等を踏まえ、時限措置は当初の予定どおり平成24年度をもって終了した。

今後は、麻しん患者が一例でも発生した場合に、積極的疫学調査の実施や、周囲の感受性者に対して予防接種を推奨することも含めた対応を強化する必要がある。

○国際貢献

国際機関と協力し、麻しんの流行国の麻しん対策を推進することは、国際保健水準の向上に貢献するのみならず、海外で感染し、国内で発症する患者の発生を予防することにも寄与する。そのため、国は、世界保健機関等と連携しながら、国際的な麻しん対策の取組に積極的に関与する。

○排除認定会議の開催

国は、麻しんが排除・維持状態かを判定し、世界保健機関に報告する排除認定会議を設置する。

○普及啓発の充実

厚生労働省は、文部科学省や報道機関等の関係機関との連携を強化し、国民に対し、麻しんとその予防に関する適切な情報提供を行うよう努めるものとする。

新たな麻しんの排除・目標について

	平成24年度以前の指針	平成25年度以降の指針
麻しんの排除の定義	国外で感染した者が国内で発症する場合を除き、麻しんの診断例が一年間に人口百万人当たり一例未満であり、かつ、ウイルスの伝播が継続しない状態にあること	適切なサーベイランス制度の下、土着株による感染が1年以上確認されないこと
排除の認定基準		適切なサーベイランス制度の下、土着株による感染が3年間確認されず、また遺伝子型解析により、そのことが示唆されること
我が国の目標	平成24年度を排除目標年度	平成27年度までに麻しんの排除を達成し、世界保健機関による麻しんの排除の認定を受け、かつ、その後も麻しんの排除の状態を維持すること

※世界保健機関は、現在、西太平洋地域の37の国及び地域のうち、日本を含めすでに32の国及び地域で土着株の流行が無くなっている可能性があることを表明しており、同機関による排除認定作業が行われています。

実施期間

平成25～27年度の3年間

目標

平成27年度までに「はしかゼロ」を達成し、かつ、その後も「はしかゼロ」の状態を維持すること

目標達成の確認のための指標

指標1: 2回の麻しん含有ワクチンの接種率がともに95%以上
（第1期及び第2期の各期接種率が95%以上を達成すること）

指標2: 人口100万人当たり、実験室診断または疫学的リンクによる麻しん確定症例が1例未満（臨床診断例、輸入麻しん症例は除く）であること

現在の麻しん対策の実情に即した取組内容

- ・積極的な感受性者対策
- ・発生動向調査の実施
- ・発生時の迅速な対応
- ・県対策会議の開催